



令和8年4月1日から

自転車の 違反に 反則金!

16歳以上が対象!



こんな乗り方が違反です!



ながらスマホ

反則金：12,000円

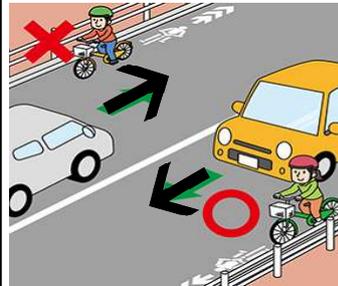


●スマートフォンなどを手に持って通話したり画面を見続けてはいけません。片手運転となりとても危険です。



右側通行

反則金：6,000円



●自転車は、自動車と同じ左側通行です。右側通行(逆走)すると、車などと正面衝突する危険性が高くなります。



信号無視

反則金：6,000円

●信号機に従わず、赤信号で交差点に進入したり、横断してはいけません。



一時不停止

反則金：5,000円

●『止まれ』の標識がある交差点では必ず一時停止してから通行しなければなりません。





運転中のヘッドホン・イヤホンの使用

反則金：5,000円



●安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえないような状態で運転してはいけません。



無灯火

反則金：5,000円



●夜間は必ずライトを点灯して通行しなければなりません。暗くなる前にライトをつけましょう。



並進走行

反則金：3,000円



●自転車は、ほかの自転車と横に並んで走るとはできません。必ず1列で走行しましょう。



傘差し運転

反則金：5,000円

●視野を妨げたり、走行が不安定になったりするおそれのある方法で運転してはいけません。



そのほかにも…

●遮断踏切立入り

反則金：7,000円

※遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報器が鳴っている間は踏切に入ってはいけません。

●歩道徐行等義務違反

反則金：3,000円

※路側帯を通行するときには、歩行者の通行を妨げないような速度で進行しなければいけません。



二人乗り

反則金：3,000円

●荷台などに人を乗せて運転すると、バランスを崩して転倒し、ケガをする危険があります。



交通ルールを守って、安全な通行に努めましょう。